

官
禁

(号外)
独立行政法人国立印刷局

-

- 労働安全衛生規則第三百三十五条の三
第二項及び第五百五十一條の二十四第四項
二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める
研究及び厚生労働大臣が定める
研修及び厚生労働大臣が定める
登録製造時等検査機関等に関する指
則別表下欄の規定に基づき厚生労働
大臣の定める科目、厚生労働大臣の
定める研究及び厚生労働大臣が定め
る者の一部を改正する件(同二三一)
○安全衛生推進者等の選任に関する基
準の一部を改正する件(同二三二)
○労働安全衛生規則別表第九資格の欄
の規定に基づき厚生労働大臣が定め
る者を定める件の一部を改正する件
(同二三三)

○労働安全衛生規則第十二条の三第二
項の規定に基づき厚生労働大臣が定
める講習科目を定める件(同二三四)
○労働安全衛生法及びこれに基づく命
令に係る登録及び指定に関する省令
第一条の二の三第一項第一号の規定
に基づき厚生労働大臣が定める安全
衛生推進者等養成講習の講習科目の
範囲及び時間を定める件(同二三五)
○労働安全衛生法及びこれに基づく命
令に係る登録及び指定に関する省令
第一条の二の十七第一項第三号の規
定に基づき厚生労働大臣が定める産
業医研修の研修科目の範囲、履修方
法及び時間を定める件(同二三六)
○労働安全衛生法及びこれに基づく命
令に係る登録及び指定に関する省令
第一条の二の三十二第一項第三号の
規定に基づき厚生労働大臣が定める
産業医実習の実習科目の範囲及び時
間を定める件(同二三七)

- 六九〇 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第十九条の二十四の十九第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める発破実技講習の実施方法を定める件(同一三八)

○労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第十九条の二十四の二十四第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定めるボイラー実技講習の実施方法を定める件(同一三九)

○労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第二十五条の六第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定めるコンサルタント講習の講習科目の範囲及び時間を定める件(同一四〇)

○労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第二十五条の二十一第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める筆記試験免除講習の講習科目の範囲及び時間を定める件(同一四一)

○労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第五十五条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める計画作成参画者研修の研修科目の範囲及び時間を定める件(同一四二)

○労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第六十九条第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める労働災害防止業務従事者講習の講習科目の範囲及び時間を定める件(同一四三)

省令

(号外第64号)

○厚生労働省令第五十四号

介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律(平成二十年法律第四十二号)の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年三月三十日

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令

(介護保険法施行規則の一部改正)

第一条 介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一百三十二条」を「第一百三十二条の二」に、「第一百三十二条の二—第一百三十二条の十」を

「第一百三十二条の二—第一百三十二条の十四」に、「第一百三十二条・第一百三十三条」を「第一百三十二条—第一百三十三条の二」に、「第一百四十条」を「第一百四十条の二—第一百四十条の十九」を、「第一百四十条の二—第一百四十条の二十三」に、「第一百四十条の二十一—第一百四十条の二十四」を

「第一百四十条の二十四—第一百四十条の三十二」に、「第一百四十条の三十二」を「第一百四十条の二十四—第一百四十条の四十八」を「第八節 指定介護予防支援事業者(第一百四十条の三十二—第一百四十条の六十二)」

「第二十九—第一百四十条の四十九—第一百四十条の五十四」を「第一百四十条の六十三—第一百四十条の六十八」に改める。

第三十五条第四項中「第一百五条の三十九第一項」を「第一百五条の四十五第一項」に改める。第八十三条の四の二第二号中「第二十二条第二項」を「第二十二条の二第二項」に、「介護予防サービス」を「介護予防サービス等」に改める。

第九十七条の二第一項第二号中「同項第四号」を「令第二十二条の二第二項第四号」に改める。

第一百一十三条第一項第十七号中「第一百四十条の三十二」を「第一百四十条の四十五」に改める。

第一百一十六条第四項中「第一百三十二条の七第一項第五号」を「第一百三十二条の八第一項第五号」に、「第一百四十条の十四第四項」を「第一百四十条の十五第四項」に改める。

第一百一十六条の四を「第一百一十六条の七」とし、第一百一十六条の三を「第一百一十六条の六」とし、第一百一十六条の二を「第一百一十六条の五」とする。

第一百一十六条の次に次の三条を加える。
(法第七十条第一項第六号の厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこと)とすることが相当であると認められる場合等)

第一百一十六条の二 法第七十条第二項第六号の厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取

消しに該当しないこととすることが相当であると認められる場合は、厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長が法第七十条の三十二第一項その他の規定による報告等の権限を適切に行使

し、当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するため、当該指定居宅サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関する

当該指定居宅サービス事業者が有していない責任の程度を確認した結果、当該指定居宅サービス事業者が当該指定取消しの理由となつた事実について組織的に関与していると認められない場合とする。

2 前項の規定は、法第七十条第二項第六号の二の厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められる場合について準用する。

(法第七十条第二項第六号の三の厚生労働省令で定めるもの等)

第一百一十六条の三 法第七十条第二項第六号の三に規定する申請者の親会社等(以下この条において「申請者の親会社等」という)は、次に掲げる者とする。

一 申請者(株式会社である場合に限る)の議決権の過半数を所有している者

二 申請者(持分会社(会社法(平成十七年法律第八十六号)第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。以下この条において同じ。)である場合に限る)の資本金の過半数を出資している者

三 申請者の事業の方針の決定に関して、前二号に掲げる者と同等以上の支配力を有すると認められる者

法第七十条第二項第六号の三の厚生労働省令で定める申請者の親会社等がその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者は、次に掲げる者とする。

一 申請者の親会社等(株式会社である場合に限る)が議決権の過半数を所有している者

二 申請者の親会社等(持分会社である場合に限る)が資本金の過半数を出資している者

三 事業の方針の決定に関する申請者の親会社等の支配力が前二号に掲げる者と同等以上と認められる者

法第七十条第二項第六号の三の厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人は、次の各号のいずれにも該当する法人とする。

一 申請者の重要な事項に係る意思決定に関与し、又は申請者若しくは申請者の親会社等が重要な事項に係る意思決定に関与していること。

二 法第四十一条、第四十二条の二、第四十六条、第五十三条、第五十四条の二又は第五十八条の規定により都道府県知事又は市町村長の指定を受けた者であること。

三 次のイからヌまでに掲げる申請者の区分に応じ、それぞれイからヌまでに定めるサービスを行っていたこと。

イ 居宅サービス(特定施設入居者生活介護を除く。以下この号イにおいて同じ。)に係る指定の申請者 指定居宅サービスに該当する居宅サービスのうちいずれか一以上のサービス

ロ 特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者 指定居宅サービスに該当する特定施設入居者生活介護

ハ 地域密着型サービス(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。以下この号ハにおいて同じ。)に係る指定の申請者 指定地域密着型サービス(法第四十二条の二に規定する地域密着型サービスをいう。以下同じ。)に該当する地域密着型サービスのうちいずれか一以上のサービス

二 認知症対応型共同生活介護又は地域密着型特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護又は地域密着型特定施設入居者生活介護

ホ 居宅介護支援事業に係る指定の申請者 法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援へ 介護予防サービス(介護予防特定施設入居者生活介護を除く。以下この号へにおいて同じ。)に係る指定の申請者 指定介護予防サービスに該当する介護予防サービスのうちいずれか一以上のサービス

以上サービス

第一百三十七条に次の二項を加える。

- 2 介護老人保健施設の開設者は、休止した当該介護老人保健施設を再開したときは、再開した年月日を当該介護老人保健施設の開設の場所を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。
3 介護老人保健施設の開設者は、当該介護老人保健施設を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一ヶ月前までに、次に掲げる事項を当該介護老人保健施設の開設の場所を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

一 廃止し、又は休止しようとする年月日

二 廃止し、又は休止しようとする理由

三 現に介護保健施設サービスを受けている者に対する措置

四 休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間

五百三十七条の次に次の二項を加える。

(法第百四条の二の厚生労働省令で定める事項)

五百三十七条の二 法第百四条の二の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該介護老人保健施設の名称及び所在地

二 当該介護老人保健施設の名称及び所在地

三 許可をし、事業の廃止の届出の受理をし、又は許可を取り消した場合にあつては、その年月日

四 許可の全部又は一部の効力を停止した場合にあつては、その内容及びその期間

五 サービスの種類

五百三十八条の二を第百三十八条の四とし、第百三十八条の次に次の二項を加える。

(法第百七条第三項第五号の厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこと)とすることが相当であると認められる場合)

五百三十八条の二 法第百七条第三項第五号の厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこと)とすることが相当であると認められる場合は、厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長が法第百十五条の三十三第一項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護療養型医療施設の開設者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に關して当該指定介護療養型医療施設の開設者が有していた責任の程度を確認した結果、当該指定介護療養型医療施設の開設者が当該指定取消しの理由となつた事実について組織的に関与していると認められない場合とする。

(聴聞決定予定日の通知)
五百三十八条の三 法第百七条第三項第六号の二の規定による通知をするときは、法第百十二条第一項の規定による検査が行われた日(以下この条において「検査日」という。)から十日以内に、検査日から起算して六十日以内の特定の日を通知するものとする。
五百四十条の五十四を第百四十条の六十八とする。
五百四十条の五十三(見出しを含む。)中「第百十五条の四十第一項」を「第百十五条の四十六第一項」に改め、同条を第百四十条の六十六とする。

五百四十条の五十二(見出しを含む。)中「第百十五条の三十九第四項」を「第百十五条の四十五第四項」に改め、同条第一号中「第百十五条の三十九第一項」を「第百十五条の四十五第一項」に改め、同条第二号中「第百十五条的四十第一項」を「第百十五条的四十六第一項」に「第百十五条的三十九第三項」を「第百十五条的四十五第三項」に改め、同条を第百四十条の六十七とする。

五百四十条の五十一第一項中「第百十五条的三十九第三項」を「第百十五条的四十五第三項」に改め、同条第一号中「第百十五条的三十九第一項」を「第百十五条的四十五第一項」に改め、同条第二号中「第百十五条的四十第一項」を「第百十五条的四十六第一項」に「第百十五条的三十九第三項」を「第百十五条的四十五第三項」に改め、同条を第百四十条の六十八とする。

五百四十条の五十一第一項中「第百十五条的三十九第三項」を「第百十五条的四十五第三項」に改め、同条第一号中「第百十五条的三十九第一項」を「第百十五条的四十五第一項」に改め、同条第二号中「第百十五条的四十第一項」を「第百十五条的四十六第一項」に「第百十五条的三十九第三項」を「第百十五条的四十五第三項」に改め、同条を第百四十条の六十五とする。

第一百四十条の五十(見出しを含む。)中「第百十五条的三十九第一項」を「第百十五条的四十五第一項」に改め、同条第一号中「第百十五条的三十九第一項」を「第百十五条的四十五第一項」に改め、同条第二号中「第百十五条的三十九第一項」を「第百十五条的四十五第一項」に改め、同条各号に改め、同条を第百四十条の六十四とする。

第一百四十条の四十九中「第百十五条的三十八第四項」を「第百十五条的四十四第四項」に改め、

同条を第百四十条の六十三とする。

第一百四十条の四十八中「第百四十条的三十五(第十二号を除く。)」を「第百四十条的三十六、第百四十条的四十二第二項」を「第百四十条的四十九中」に「第百五十条的三十一第一項」を「第百五十条的四十四第二項」に改め、同条第二号中「第百五十条的三十八第二項各号」を「第百五十条的四十四第二項各号」に改め、同条を第百四十条の六十四とする。

第一百四十条の四十九中「第百五十条的三十八第四項」を「第百五十条的四十四第四項」に改め、

同条を第百四十条の六十二とする。

第一百四十条の四十七(見出しを含む。)中「第百十五条的三十六第三項」を「第百十五条的四十二第三項」に改め、同条を第百四十条の六十一とする。

第一百四十条の四十七(見出しを含む。)中「第百十五条的三十九」を「第百十五条的四十二第一項」に改め、同条を第百四十条の六十二とする。

2 前項の規定は、法第百十五條の一(二)第一項第五号の一の厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められる場合について準用する。

(聴聞決定予定日の通知)

第一百四十条の三十四 法第百十五条の二十二第二項第六号の二の規定による通知をするときは、法第百十五条の二十七第一項の規定による検査が行われた日（以下この条において「検査日」という。）から十日以内に、検査日から起算して六十日以内の特定の日を通知するものとする。

第一百四十四条第一項第一号中「第一百四十四条の二十第一項第一号」を「第一百四十四条の二十四

第一項第一号に改め、同項第二号中「第一百四十四条の二十一第一項第一号」を「第一百四十四条の二十二第一項第一号」に改め、同項第三号中「第一百四十四条の二十二第一項第一号」を「第一百四十四条の二十三第一項第一号」に改め、同項第三号中「第一百四十四条の二十二第一項第一号」を「第一百四十四条の二十三第一項第一号」に改め、

十六第一項第一号」に改め、同条第三項中「当該指定地域密着型介護予防サービスの」を「休止し

4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、当該指定地域密着型介護予防サービスの事業を廃止する旨を、一再開した年月日には改め、同項目名を削り、同条に次の二項を加える。

止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、次に掲げる事項を

当該指定地域密着型介護予防サービス事業者の事業所の所在地を管轄する市町村長に届け出なければならない。

一 廃止し、又は休止しようとする年月日

二 廃止し、又は休止しようとする理由
三 現在暫定地域密着型介護予防ナースとして受けたる者には下の皆様

四 休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間

百四十四条を百四十条の三十とし、同条の次に次の二条を加える。

(法第百十五條の二十の厚生労働省令で定める事項)
第一百四十条の三十一 法第百十五条の二十の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該指定地域密着型介護予防サービス事業者の名称

三 当該指定に係る事業所の名称及び所在地
指定をし、事業の廃止の届出の受理をし、又は指定を取り消す場合にあつては、その半月

日記

四 指定の全部又は一部の効力を停止した場合にあつては、その内容及びその期間
五 サービスの種類

五百四十九条の二十三中「五百十五条の十三第四項の規約」を「五百十五条の十四第四項の規定」

に改め、同条を第一百四十四条の二十九とする。

第一百四十九条の二十二第一項中「第一百十五条の十一第一項」を「第一百十五条の十二第一項」に改め、同条を第一百四十九条の二十六

こし、同条の次に次の二条を加える。

(法第百五十五条の十二第一項第六号の厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないことをする二事が相当であると認められる場合等)

第百四十条の二十七 法第百十五条の十二第二項第六号の厚生労働省令で定める同号本文に規定す

る指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められる場合は、厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長が法第百十五条の三十三第一項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための

2 他の当該事実に関して当該指定地域密着型介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況を確認した結果、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を実について組織的に関与していると認められない場合とする。

2 前項の規定は、法第百十五条の十二第二項第六号の二の厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められる場合及び同項第六号の三の厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められる場合について準用する。

(聴聞決定予定日の通知)

第一百四十条の二十八 法第百十五条の十二第三項第二号の二の規定による通知をするときは、法第百十五条の十七第一項の規定による検査が行われた日（以下この条において「検査日」という。）から十日以内に、検査日から起算して六十日以内の特定の日を通知するものとする。

第一百四十条の二十一第一項中「第一百十五条の十一第一項」を「第一百十五条の十二第一項」に改め、同条第三項中「第一百十五条の十九」を「第一百十五条の二十一」に改め、同条を第一百四十条の二十四とする。

第一百四十条の二十一第一項中「第一百十五条の十一第一項」を「第一百十五条の十二第一項」に改め、同項第十二号中「第一百十五条の十一第二項各号」を「第一百十五条の十二第二項各号」に改め、同条第三項中「第一百十五条の十九」を「第一百十五条の二十一」に改め、同条を第一百四十条の二十四とする。

第一百四十条の十九第一項第一号中「第一百四十条の二第一項第一号」を「第一百四十条の三第一項第一号」に改め、同項第二号中「第一百四十条の三第一項第一号」を「第一百四十条の四第一項第一号」に改め、同項第三号中「第一百四十条の四第一項第一号」を「第一百四十条の五第一項第一号」に改め、同項第四号中「第一百四十条の五第一項第一号」を「第一百四十条の六第一項第一号」に改め、同項第五号中「第一百四十条の六第一項第一号」を「第一百四十条の七第一項第一号」に改め、同項第六号中「第一百四十条の七第一項第一号」を「第一百四十条の八第一項第一号」に改め、同項第七号中「第一百四十条の八第一項第一号」を「第一百四十条の九第一項第一号」に改め、同項第八号中「第一百四十条の九第一項第一号」を「第一百四十条の十第一項第一号」に改め、同項第九号中「第一百四十条の十第一項第一号」を「第一百四十条の十一第一項第一号」に改め、同項第十号中「第一百四十条の十一第一項第一号」を「第一百四十条の十二第二項第一号」に改め、同項第十一号中「第一百四十条の十二第二項第一号」を「第一百四十条の十三第一項第一号」に改め、同項第十二号中「第一百四十条の十三第一項第一号」を「再開した年月日」に改め、同項各号を削り、同条に次の二項を加える。

4 指定介護予防サービ事業者は、当該指定介護予防サービ事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一ヶ月前までに、次に掲げる事項を当該指定介護予防サービ事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

一 廃止し、又は休止しようとする年月日

二 廃止し、又は休止しようとする理由

三 現に指定介護予防サービ事業者に対する措置

四 休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間

第一百四十九条を第一百四十条の二十二とし、同条の次に次の二条を加える。

(法第百十五条の十の厚生労働省令で定める事項)

第一百四十条の二十三 法第百十五条の十の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名

二 当該指定に係る事業所の名称及び所在地

三 指定をし、事業の廃止の届出の受理をし、又は指定を取り消した場合にあつては、その年月日

四 指定の全部又は一部の効力を停止した場合にあつては、その内容及びその期間

五 サービスの種類

第一百四十条の十八中「第一百十五条の十」を「第一百十五条の十一」に改め、同条を第一百四十条の二十一とする。

第一百四十条の十八中「第一百十五条の十一」を「第一百十五条の十二」に改め、同条を第一百四十条の二十二とする。

第一百四十条の十六中「第一百十五条の十」を「第一百十五条の十一」に改め、同条を第一百四十条の二十三とする。

第一百四十条の十七中「第一百十五条の十」を「第一百十五条の十一」に改め、同条を第一百四十条の二十四とする。

第一百四十条の十七中「第一百十五条の十一」を「第一百十五条の十二」に改め、同条を第一百四十条の二十五とする。

第一百四十条の十六中「第一百十五条の十一」を「第一百十五条の十二」に改め、同条を第一百四十条の二十六とする。

第一百四十条の十六中「第一百十五条の十」を「第一百十五条の十一」に改め、同条を第一百四十条の二十七とする。

第一百四十条の十六中「第一百十五条の十一」を「第一百十五条の十二」に改め、同条を第一百四十条の二十八とする。

第一百四十条の十六中「第一百十五条の十」を「第一百十五条の十一」に改め、同条を第一百四十条の二十九とする。

第一百四十条の十六中「第一百十五条の十一」を「第一百十五条の十二」に改め、同条を第一百四十条の三十とする。

第一百四十条の十六中「第一百十五条の十」を「第一百十五条の十一」に改め、同条を第一百四十条の三十一とする。

第一百四十条の十六中「第一百十五条の十一」を「第一百十五条の十二」に改め、同条を第一百四十条の三十二とする。

第一百四十条の十六中「第一百十五条の十」を「第一百十五条の十一」に改め、同条を第一百四十条の三十三とする。

第一百四十条の十六中「第一百十五条の十一」を「第一百十五条の十二」に改め、同条を第一百四十条の三十四とする。

第一百四十条の十六中「第一百十五条の十」を「第一百十五条の十一」に改め、同条を第一百四十条の三十五とする。

第一百四十条の十六中「第一百十五条の十一」を「第一百十五条の十二」に改め、同条を第一百四十条の三十六とする。

第一百四十条の十六中「第一百十五条の十」を「第一百十五条の十一」に改め、同条を第一百四十条の三十七とする。

第一百四十条の十六中「第一百十五条の十一」を「第一百十五条の十二」に改め、同条を第一百四十条の三十八とする。

第一百四十条の十六中「第一百十五条の十」を「第一百十五条の十一」に改め、同条を第一百四十条の三十九とする。

第一百四十条の十六中「第一百十五条の十一」を「第一百十五条の十二」に改め、同条を第一百四十条の四十とする。

第一百四十条の十六中「第一百十五条の十」を「第一百十五条の十一」に改め、同条を第一百四十条の四十一とする。

第一百四十条の十六中「第一百十五条の十一」を「第一百十五条の十二」に改め、同条を第一百四十条の四十二とする。

第一百四十条の十六中「第一百十五条の十」を「第一百十五条の十一」に改め、同条を第一百四十条の四十三とする。

第一百四十条の十六中「第一百十五条の十一」を「第一百十五条の十二」に改め、同条を第一百四十条の四十四とする。

第一百四十条の十六中「第一百十五条の十」を「第一百十五条の十一」に改め、同条を第一百四十条の四十五とする。

第一百四十条の十六中「第一百十五条の十一」を「第一百十五条の十二」に改め、同条を第一百四十条の四十六とする。

（聴聞決定予定日の通知）

第一百五十条の二第二項第六号の厚生労働省令で定める同号本文に規定する

前項の規定は、法第百十五条の二第二項第六号の厚生労働省令で定める同号本文に規定する

前項の規定は、法第百十五条の二第二項第六号の厚生労働省令で定める同号本文に規定する

前項の規定は、法第百十五条の二第二項第六号の厚生労働省令で定める同号本文に規定する

前項の規定は、法第百十五条の二第二項第六号の厚生労働省令で定める同号本文に規定する

（法第百十五条の厚生労働省令で定める事項）

第一条 第百四十条の二 法第百十五条の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名

二 当該指定介護療養型医療施設の開設者の名称及び所在地

三 指定をし、事業の廃止の届出の受理をし、又は指定を取り消した場合にあつては、その年月日

四 指定の全部又は一部の効力を停止した場合にあつては、その内容及びその期間

五 サービスの種類

第一百五十条の三中「第一百四条第三項」の下に「第一百五十条の三十三第一項及び第四項、第一百五十条の三十四」を加える。

（法第百十五条の厚生労働省令で定める事項）

第一条 第百六十条の四第三号中「第七十八条の六第二項」を「第七十八条の七第二項」に、「法第百十五条の六第二項、法第百十五条の十五第二項及び法第百十五条の二十四第二項」を「法第百十五条の七第二項、法第百十五条の十七第二項、法第百十五条の二十七第二項及び法第百十五条の三十三第五項」に改め、同条第四号の二中「第一百五十条の三十四第二項」を「第一百五十条の四十第二項」に、「第一百五十条の三十六第三項」を「第一百五十条の四十二第三項」に改める。

附則第二条中「第一百四十条の十一第五号」を「第一百四十条の十一第一項第五号」に改める。

別表第一中「別表第一（第一百四十条の三十一、第一百四十条の三十二関係）」を「別表第一（第一百四十条の四十五、第一百四十条の四十七関係）」に改める。

別表第二中「別表第二（第一百四十条の三十一、第一百四十条の三十三関係）」を「別表第二（第一百四十条の三十三第三項中「第一百五十条の十」を「第一百五十条の十一」に改め、同条を第一百四十条の四十五、第一百四十条の四十六）に改める。

様式第四号を次のように改める。

様式第四号(第八十五集)西園様

表四

法第八百六十六条・第七十九条・第七十条・第七十一条・第七十二条・第七十三条・第七十四条の三十三条の関係

介護保険検査証

.....

第
平成
年
月
日交付

卷之三

厚生労働大臣、事長
又は市町村長印

書籍又は職名 氏名 生年月日

厚生労働省大臣、事長
県町村市道は又

介護保険法(抄)

卷四

備考
この用紙は、A4列7番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とする」と記載

様式第五号を次のものと改め。
様式第五号(第百六十五条の四関係)

(表面)

介護保険検査証
(法第百条関係)

第 号
平成 年 月 日交付

卷之三

厚生労働大臣、農林省大臣、事務局長

官職又注職名 氏名 生年月日

この用紙は、A列7番とどり、中央の点線の所から三つ折りとする。厚紙を用い、備考欄

外漢語叢書(3)

著者　久松義典　著　著者　久松義典　著

様式第五号の二(第百六十五条の四関係)
機械部は専ら「やがてはなるべく」

(表面)

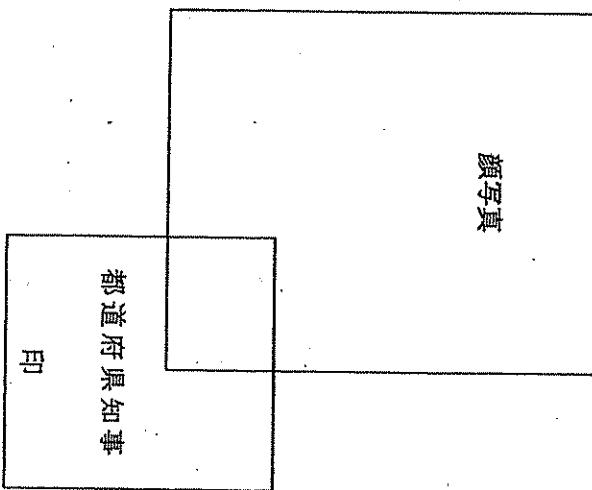
介護保険検査証

〔法第百五十五条の四十・
百五十五条の四十二関係〕

第

平成 年 月 日交付

顔写真



都道府県知事

印

官職又は職名 氏 名 生年月日

(裏面)

介護保険法(抄)

(監査等) 第百一十五条の四十 都道府県知事は、障害者等の公正かつ適確な監査を確保するため必要があると認めるときは、指定障害者等監査委員会に監査を依頼する。監査委員会は、監査の実施に当たる所長に立ち入り、その監査並くは監査監査課との他の物件を監査せしめることができる。監査は前項の規定による期間又は数量について、同条第十四項の規定は前項の規定によることとする。

(指定障害公表センターの指定) 第百一十五条の四十二 都道府県知事は、その指定する者(以下「指定障害公表センター」という。)に、「介護サービス情報の報告及び公表並びに指定障害監査課の指定に関するもの」(以下「情報公表事業」といいう。)の全部又は一部を行わせることができる。指定を受ける者は、申請により、当該都道府県知事が行う。2 指定の指定者は、都道府県の区分ごとに、その指定を受けようとする者の申請により、当該都道府県知事が行う。3 この様子の三十六第三項及び第四百一十五年の三十九から始まるまでの規定は、指定障害公表センターについて適用する。この規定において、「これらの規定中「障害者等の監査」」とあるのは、「情報公表事業」と、「指定障害公表センター」とあるのは、「監査」であるとするほか、必要な技術的措置とは、既往で定める。)

備考 この用紙は、A4列7番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折りすること。

様式第十二号中「様式第十二号（第百四十条の四十二関係）」を「様式第十二号（第百四十条の五十六関係）」に改める。

（老人福祉法施行規則の一部改正）
第一条 老人福祉法施行規則（昭和三十八年厚生省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五条の二第三項中「第二十九条第七項」を「第二十九条第八項」に改める。

第五条の五第八号中「第二十九条第五項」を「第二十九条第六項」に改める。

第二十条の六第一項中「第二十九条第三項」を「第二十九条第四項」に改める。

第二十一条の七中「第二十九条第四項」を「第二十九条第五項」に改める。

第二十二条の八（見出しを含む）中「第二十九条第四項」を「第二十九条第五項」に改める。

第二十三条の九（見出しを含む）中「第二十九条第五項」を「第二十九条第六項」に改める。

第二十四条の十中「第二十九条第五項」を「第二十九条第六項」に改める。

第二十五条の二中「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

（生活保護法施行規則の一部改正）

第三条 生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条第三項中「第七十八条の九第一項」を「第七十八条の十第一項」に、「第一百十五条の八第一項」を「第一百十五条の九第一項」に、「第一百十五条的十七第一項」を「第一百十五条的十九第一項」に、「第一百十五条的二十六第一項」を「第一百十五条的二十九第一項」に、「第一百十五条的二十九第六項」を「第一百十五条的三十五第六項」に改める。

（社会保険労務士法施行規則の一部改正）

第四条 社会保険労務士法施行規則（昭和四十三年厚生省・労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第五十五号中「第七十八条の六第一項」を「第七十八条の七第一項」に、「第一百十五条的六第一項」を「第一百十五条的七第一項」に、「第一百十五条的十五第一項」を「第一百十五条的十七第一項」に、「第一百十五条的二十四第一項」を「第一百十五条的二十七第一項」に、「第一百十五条的三十四第一項」を「第一百十五条的四十一第三項」に、「第一百十五条的三十九第一項」に、「第一百十五条的三十六第三項」を「第一百十五条的四十一第三項」に改める。

（地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第五条 地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律施行規則（平成元年厚生省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第四号中「第一百十五条的三十九第一項」を「第一百十五条的四十五第一項」に改める。

（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則の一部改正）

第六条 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成七年厚生省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十七条第三号中「第一百十五条的八第一項」を「第一百十五条的九第一項」に改める。

（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正）

第七条 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第四項中「第一百十五条的三十九第一項」を「第一百十五条的四十五第一項」に改める。

第十三条第二十五号中「第一百十五条的二十一第三項」を「第一百十五条的二十三第三項」に改める。

（介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部改正）

第八条 介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令（平成十一年厚生省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中「第一百十五条的三十八」を「第一百十五条的四十四」に改める。

（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正）

第九条 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第五十八条第一項中「第一百十五条的三十九第一項」を「第一百十五条的四十五第一項」に改める。

（介護保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部改正）
第十条 介護保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（平成十二年厚生省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

（高額医療合算介護サービス費の支給）
第三条第一項第三号中ヲワとし、ルヲヲとし、ヌの次に次のように加える。

ル 高額医療合算介護サービス費の支給
又 高額医療合算介護サービス費の支給

（独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部改正）
第十一条 独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十六年厚生省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

（独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十六年厚生省令第七十七号）の一部を次のように改正する）
第十二条 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（一部改正）
第十三条 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（一部改正）
第十四条 第二項中「第一百十五条的十三第一項」を「第一百十五条的十四第一項」に改める。

（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（一部改正）
第十五条 第二項中「第一百十五条的十二第二項」を「第一百十五条的十三第二項」に改める。

（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（一部改正）
第十六条 第二項中「第一百十五条的三十九第一項」を「第一百十五条的四十五第一項」に改める。

（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（一部改正）
第十七条 第二項中「第一百十五条的三十七第一項」を「第一百十五条的三十七号」の一部を次のように改正する。

（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（一部改正）
第十八条 第二項中「第一百十五条的三十九第一項」を「第一百十五条的四十五第一項」に改める。

（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（一部改正）
第十九条 第二項中「第一百十五条的三十九第一項」を「第一百十五条的四十五第一項」に改める。

（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（一部改正）
第二十条 第二項中「第一百十五条的三十九第一項」を「第一百十五条的四十五第一項」に改める。

（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（一部改正）
第二十一条 第二項中「第一百十五条的三十九第一項」を「第一百十五条的四十五第一項」に改める。

（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（一部改正）
第二十二条 第二項中「第一百十五条的三十九第一項」を「第一百十五条的四十五第一項」に改める。

（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（一部改正）
第二十三条 第二項中「第一百十五条的三十九第一項」を「第一百十五条的四十五第一項」に改める。

（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（一部改正）
第二十四条 第二項中「第一百十五条的三十九第一項」を「第一百十五条的四十五第一項」に改める。

（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（一部改正）
第二十五条 第二項中「第一百十五条的三十九第一項」を「第一百十五条的四十五第一項」に改める。

（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（一部改正）
第二十六条 第二項中「第一百十五条的三十九第一項」を「第一百十五条的四十五第一項」に改める。

（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（一部改正）
第二十七条 第二項中「第一百十五条的三十九第一項」を「第一百十五条的四十五第一項」に改める。

（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（一部改正）
第二十八条 第二項中「第一百十五条的三十九第一項」を「第一百十五条的四十五第一項」に改める。

（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（一部改正）
第二十九条 第二項中「第一百十五条的三十九第一項」を「第一百十五条的四十五第一項」に改める。

（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（一部改正）
第三十条 第二項中「第一百十五条的三十九第一項」を「第一百十五条的四十五第一項」に改める。

告

示

介護保険法施行規則第百四十条の五十五第一項の厚生労働大臣が定める基準

○厚生労働省告示第百二十三号

介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律(平成二十年法律第四十二号)の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の整理に関する告示を次のように定め、平成二十一年五月一日から適用する。

平成二十一年三月三十日 厚生労働大臣 外添 要一

第一 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法(平成十二年厚生省告示第二十七号)の一部を次のように改める。

第六号イの表中「第一百三十二条の三」を「第一百三十二条の四」に改める。

第八号イの表中「第一百三十二条の五」を「第一百三十二条の六」に改める。

第十号イの表中「第一百三十二条の七」を「第一百三十二条の八」に改める。

第十四号イの表中「第一百四十条の七」を「第一百四十条の八」に改める。

第十五号イの表中「第一百四十条の八」を「第一百四十条の九」に改める。

第十六号イの表中「第一百四十条の九」を「第一百四十条の十」に改める。

第十七号イ(1)の表、同号ロ(1)の表及び同号ハの表中「第一百四十条の十」を「第一百四十条の十一」に改める。

第十九号イの表中「第一百四十条の二十」を「第一百四十条の二十四」に改める。

第二十号イの表中「第一百四十条の二十一」を「第一百四十条の二十五」に改める。

第二十一号イの表中「第一百四十条の二十二」を「第一百四十条の二十六」に改める。

省告示第百二十三号)の一部を次のように改める。

第一号イ(2)及び(3)中「第一百四十条の九」を「第一百四十条の十」に改め、同号ロ(2)及び(6)中「第一百四十条の十」を「第一百四十条の十一」に改め、同号ハ(2)中「第一百三十二条の七」を「第一百三十二条の八」に改める。

第二 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等(平成十二年厚生

の八)に改める。

第三 居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針(平成十七年厚生労働省告

示第百四十九号)の一部を次のように改正する。

第一号ハ中「第一百三十二条の三、第一百三十二条の四、第一百三十二条の五、第一百三十二条の七、第一百四十条の八、第一百四十条の九、第一百四十条の十、第一百四十条の二十又は第一百四十条の二十一」を「第一百四十条の八、第一百四十条の九、第一百四十条の十、第一百四十条の十一」に改める。

二十四又は「第一百四十条の二十五」に改める。

第四 介護保険法施行令第三十七条の十五第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準(平成十八年厚生労働省告示第二百六十五号)の一部を次のように改正する。

第五 介護保険法施行規則第百四十条の四十一第一項の厚生労働大臣が定める基準(平成十八年厚生労働省告示第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

表議義の項中「第一百十五条の三十一第一項」を「第一百十五条の三十七第一項」に、「第一百十五条の二十九第一項」を「第一百十五条の三十五第一項」に、「介護保険法第百十五条の三十五第一項」に、「第一百十五条の三十第一項」を「第一百十五条の三十六第一項」に改め、表演習の項中「第一百十五条の三十第一項」を「第一百十五条の三十六第一項」に改め、同表の注2中「第一百十五条の二十九第一項」を「第一百十五条の三十五第一項」に改める。

第六 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成十八年厚生労働省告示第三百十四号)の一部を次のように改正する。

第二第二号2(1)中「第一百十五条の三十八第二項各号」を「第一百十五条の四十四第二項各号」に改める。

第一 第二号中「第一百十五条の三十九第一項」を「第一百十五条の四十五第一項」に改める。

第七 介護予防事業の円滑な実施を図るための指針(平成十八年厚生労働省告示第三百十六号)の一部を次のように改正する。

第一 第二号中「第一百十五条の三十九第一項」を「第一百十五条の四十五第一項」に改める。

〇厚生労働省告示第百二十四号

労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)第七十七条の規定に基づき、揚貨装置運転実技教育、クレーン運転実技教育及び移動式クレーン運転実技教育規程(昭和四十七年労働省告示第百九十九号)の一部を次のように改正し、平成二十一年三月三十一日から適用する。

平成二十一年三月三十日 厚生労働大臣 外添 要一

第四条から第七条まで並びに様式第一号及び第二号を削る。

〇厚生労働省告示第百二十五号

労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)第七十七条の規定に基づき、揚貨装置運転実技教育、クレーン運転実技教育及び移動式クレーン運転実技教育規程(昭和四十七年労働省告示第百九十九号)の一部を次のように改正し、平成二十一年三月三十一日から適用する。

平成二十一年三月三十日 厚生労働大臣 外添 要一

〇厚生労働省告示第百二十六号

ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)第一百一条第三号ホの規定に基づき、ボイラー技士、ボイラー溶接士及びボイラー整備士免許規程(昭和四十七年労働省告示第六号)の一部を次のように改正し、平成二十一年三月三十一日から適用する。

平成二十一年三月三十日 厚生労働大臣 外添 要一

〇厚生労働省告示第百二十七号

第一条の二第四号中「第五十四条第一項」を「第四十四条第一項」に改める。

第三条中「第一百一条第三号ホ」を「第一百一条第三号ホ」に改め、第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とする。

第七条から第十条までを次のように改める。

第七条から第十条まで 削除

様式第一号及び第二号を削る。

〇厚生労働省告示第百二十七号

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(平成二十一年厚生労働省令第五十五号)の施行に伴い、及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令(昭和四十七年労働省令第四十四号)第十九条の二十二第二項第一号等の規定に基づき、登録製造時等検査機関等に関する規則第十九条の二十二第一項第一号等の規定に基づく厚生労働大臣が定める研修及び厚生労働大臣が定める者(昭和四十七年労働省告示第三百三十四号)の一部を次のように改正し、平成二十一年三月三十一日から適用する。

厚生労働大臣 外添 要一

題名中「登録製造時等検査機関等に関する規則」を「労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る」に改める。

第一条各号列記以外の部分中「登録製造時等検査機関等に関する規則」を「労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令」に、「規則」を「登録省令」に改める。

第二条各号列記以外の部分、第三条及び第四条各号列記以外の部分中「規則」を「登録省令」に改め、同条第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 職業能力開発促進法施行令（昭和四十四年政令第二百五十八号）別表第一に掲げる検定職種のうち、産業車両整備に係る一級又は二級の技能検定に合格した者であつて、厚生労働省労働基準局長が定める研修を修了したもの

第五条及び第六条各号列記以外の部分中「規則」を「登録省令」に改め、同条第七号中「（昭和四十四年政令第二百五十八号）」を削る。

第七条から第十一条まで、第十二条各号列記以外の部分及び第十三条から第十六条までの規定中「規則」を「登録省令」に改める。

○厚生労働省告示第百二十八号

労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則（昭和四十八年労働省令第三号）第二条第八号、第十一条第十一号及び第十三条第二項の規定に基づき、労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規程（昭和四十八年労働省告示第三十七号）の一部を次のように改正し、平成二十一年三月三十一日から適用する。

平成二十一年三月三十日

厚生労働大臣 外添 要一

第一条第五号中「一級」の下に「又は單一等級」を加える。

第三条中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号から第十一号までを二号ずつ繰り上げる。

第四条の表前条第三号又は第四号に掲げる者の項を削る。

第五条中「登録製造時等検査機関等に関する規則」を「労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令」に改める。

別表（第一条関係）

金属溶解
鍛造
鍛造

機械加工
放電加工
金型製作
金属プレス加工

鉄工
建築板金
工場板金
アルミニウム陽極酸化処理

溶射
金属ばね製造
仕上げ

金属研磨仕上げ

切削工具研削

製材のこ田立て

機械検査

ダイカスト

機械保全

電子回路接続

電子機器組立

電気機器組立

半導体製品製造

プリント配線板製造

産業車両整備

複写機組立

内燃機関組立

空気圧装置組立

油圧装置調整

建設機械整備

農業機械整備

木工機械整備

機械木工

プラスチック成形

強化プラスチック成形（筆記試験において積層成形法を試験科目として選択した者に限る。）

建築大工

左官

とび

プロック建築

コンクリート積みプロック施工

配管

型枠施工

コンクリート圧送施工

ウエルボイント施工

化学分析

金属材料試験

産業洗浄